

**地域の人と農地の問題
を解決しませんか？**

**地域の皆さんで話し合って
農地中間管理機構
を活用しましょう**

農業者の皆さんにお聞きいたします。

○ **あなたの地域で、次のような
課題を抱えていませんか？**

- ✓ リタイアする農家の増加や、農業者の高齢化が進んでおり、将来の担い手はとても少ない。
- ✓ 遊休農地が増えてきている。
- ✓ このままでは、地域農業の将来は大変なことになる。

○ **また、あなた自身の経営を
今後どうしていくおつもりですか？**

- ✓ 農地を貸したいが、貸す相手がみつからない。
- ✓ 後継者の見込みがないので、自分で耕作できるうちは農業をやるが、その後のことは考えていない。
- ✓ 農地の受け手となり、規模を拡大したいが、なかなかうまくいかない。
- ✓ 分散している農地をまとめたいが、なかなかうまくいかない。

農業者の皆さん、

○ 皆さんと同じように

「人と農地の問題」を抱えた地域の中には、
その**解決への取組を進めた地域**が
全国各地で**着実に増えてきています**。

○ そのような地域がたどったステップは、

一つ目、**危機感の共有**

二つ目、**徹底した地域の話合い**

三つ目、**農地中間管理機構の活用** です。

○ 三つのステップは、先進的な地域だけが取り組める特別な手法ではありません。

地域の皆さんで手を取りあえば 歩んでいける取組です。

ページをめくり、
三つのステップを是非ご確認ください。

一つ目、危機感の共有です

○ 解決を進めた地域でも、次のような状態から始まりました。

(1) 地域農業の将来は不安。

- ・ 高齢者が多く若手農業者がほとんどいない
- ・ 農地を安心して任せられる担い手がとても少ない
- ・ 遊休農地が増えてきている

(2) 一方で、自身の農業経営について、具体的な考えは固まっていない。

- ・ 高齢であり近いうちに農業から引退すると思うが、その後のことは考えていない
- ・ 遊休農地があるが、その解消までなかなか手が回らない

(3) いわば、総論と各論がミスマッチを起こしています。

○ このままでは地域の人と農地の問題解決は進みません。

地域農業の将来への危機感を地元の皆さんで共有し、行動を起こすこと、それこそが解決への第一歩です。

○ しかも、遊休農地を放置していると、固定資産税が重くなります。逆に農地中間管理機構に貸すと従来より軽くなります。

※ 遊休農地を放置している場合は、農業委員会が農地中間管理機構と協議すべきことを勧告することとしております。この勧告を受けた農地は、固定資産税が通常の約1.8倍になります。

また、所有する全農地(10a未満の自作地を残した全農地)を、新たにまとめて、農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた場合は3年間、15年以上の期間で貸し付けた場合は5年間固定資産税が1/2に軽減されます。

○ いまこそ、地域の皆さんで危機感を共有し、人と農地の問題解決に向けて話し合いを行ってみませんか？

危機感を共有できたら、
二つ目、徹底した地域の話し合いです

二つ目、徹底した地域の話合いです そして、その成果をまとめるのが 「人・農地プラン」です

○ 「話し合い」の始め方

- (1) 担い手である農業法人・認定農業者・新規就農者等、農地の貸し手である農地持ち非農家・高齢農家等を含め、多くの方に参加してもらいましょう。
市町村や農業委員会と連携して始めるとよいでしょう。
- (2) 地域の人と農地の問題を解決するための方法について話し合いましょう。

- ✓ 地域の将来の担い手は十分いるか
- ✓ 担い手が十分いない場合、どうやって担い手を確保するか
- ✓ 担い手にどうやって農地利用を集積・集約化していくか ←
- ✓ リタイアする人は、農地をどうしたらよいか ←

農地中間管理機構
がお役に立ちます

- 話し合いの成果は、市町村が皆さんと協力して「人・農地プラン」としてまとめます。それは、具体的な「未来の設計図」です。

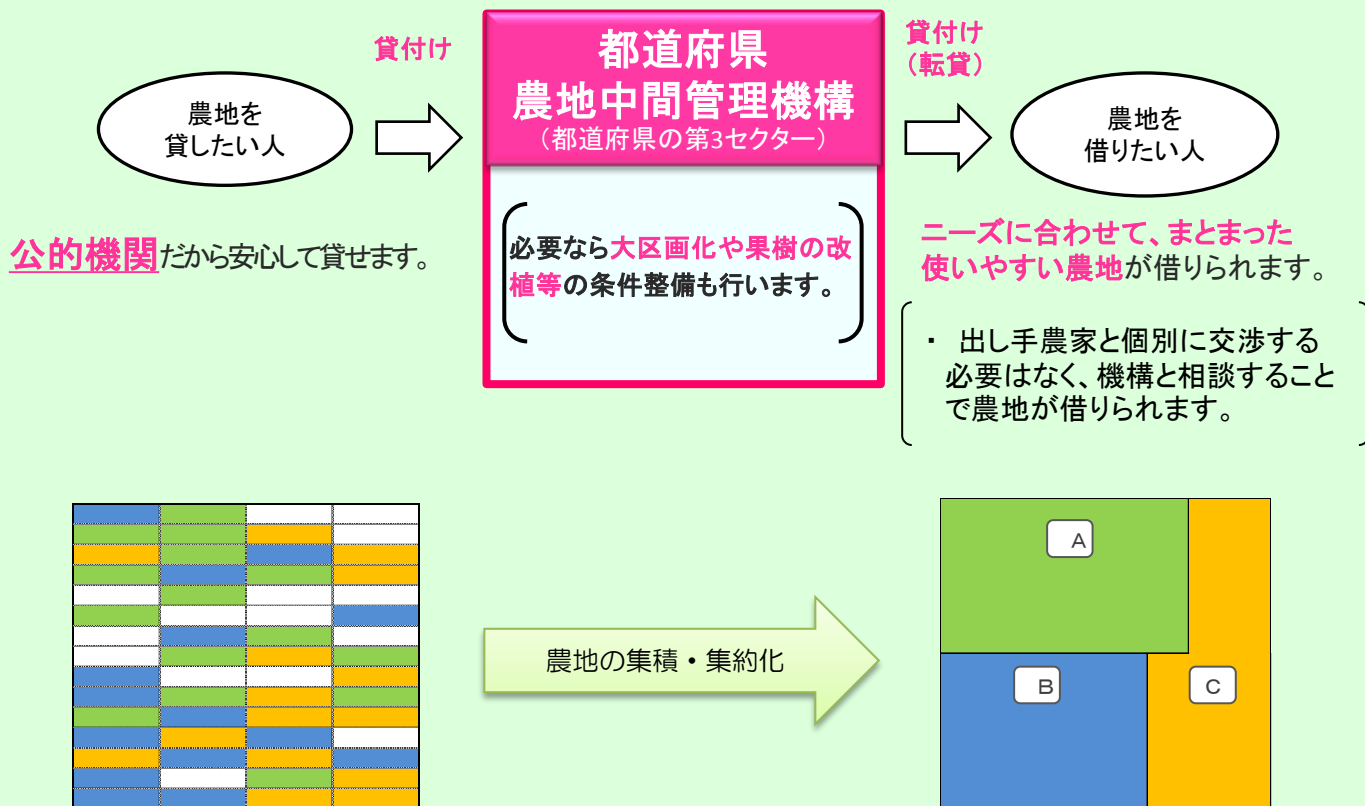
- 「人・農地プラン」は一度作っておしまいではありません。
毎年、人は歳をとります。農地の状況も変わります。
毎年、皆さんで話し合う機会を持ち、ぜひプランをよりよいものに見直しましょう。

- 農地の貸し借りで担い手に農地利用を集積・集約化する際には、農地中間管理機構の出番です。

三つ目、農地中間管理機構の活用
については次のページです

三つ目、農地中間管理機構の活用です

○ 機構は「信頼できる農地の中間的受け皿」です。



○ 機構は公的機関だから安心して貸せます。

- ・ 賃料は確実に支払われます。
- ・ 遊休農地になる心配もありません。
- ・ 転貸先の農家と個別に交渉する必要はなくなります。

○ 機構はこのようなときに活用できます。

リタイアするので農地を貸したいな! と思ったら・・・
遊休農地を解消したいな! と思ったら・・・

→ 機構に農地を貸して下さい。お借りした農地は機構が担い手に転貸します。

利用権を交換して分散した農地をまとめたいな! と思ったら・・・

→ 関係者がそろって機構に農地を貸して下さい。
機構が担い手の使いやすい形にしてまとめて転貸します。

○ **地域ぐるみで機構を活用**することで、地域の**理想的な農地利用が実現**しやすくなります!

○ 機構を通じた取組を後押しするための**支援措置**も用意しています。

- ✓ 農地中間管理機構への出し手に対する機構集積協力金
- ✓ 農地中間管理機構への出し手に対する課税の軽減措置
- ✓ 基盤整備、果樹園地に対する支援
- ✓ 金融支援、農業用機械等の導入支援 など

詳細は、13ページへ

○ 皆さん、人と農地の問題解決のため、
地域で危機感を共有し、
徹底した話し合いを行い、
地域農業の将来像を描き、
その実現のために
農地中間管理機構を活用しましょう!

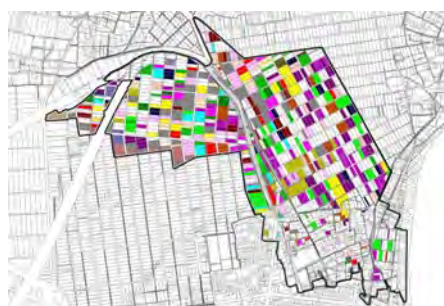
○ まずは、
市町村、農業委員会 等
農地中間管理機構、都道府県
農林水産省 にご相談ください。

農地中間管理機構の活用事例

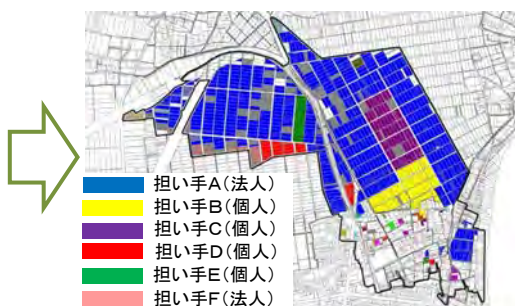
事例① 危機感を持った農業者による法人設立と集約 (新潟県長岡市榎山町地区)

中山間	果樹	基盤整備
企業参入	集約化	機関連携

- 地区内農業の現状を憂慮した有志の担い手が、法人設立と農地集積・集約化を目指し、研究会を設立。制度等の勉強のほか、法人に加入しない担い手にも農地集積・集約化の効果等を説明し、合意形成。
- 分散錯圖の解消に向けた担い手同士の話し合いで耕作希望エリアを明確化し、集約後の姿を協議・共有。さらに、賃料・契約方法等を統一することで農地所有者の同意がスムーズに得られ、機構を活用した農地集積・集約化が実現。
また、持続的な農地集積・集約化を進めるため、榎山町農地集積組合を設立。
- 集約化に併せ、畦畔除去を実施。



活用前 集積面積 51.0ha(集積率 62%)



活用後 集積面積 75.0ha(集積率 91%)

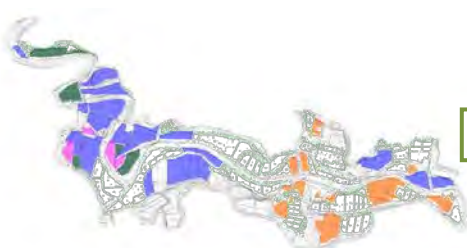
【機構の活用実績】

借入面積	62.0ha
転貸面積	62.0ha
新規集積面積	24.0ha

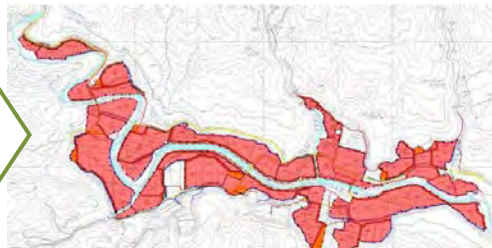
事例② 農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した農地の集積・集約化(山形県飯豊町上郷地区)

中山間	果樹	基盤整備
企業参入	集約化	機関連携

- 農地の遊休化等を憂慮した担い手が町と集落ビジョンづくりワークショップを開催し、将来の受け皿となる法人の設立と基盤整備の実施により集落を維持・活性化させていくプランを策定。第一段として法人が設立された。
- 基盤整備の実施に当たっては、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用する方向で地元説明会を開催することとなり、担い手・県・町・機構で調整を複数回実施。
今後は、平成30年度から基盤整備に着工、平成37年度に地区内農地のすべてを法人に集積し、集積率100%となる予定。
- 整備完了後は、枝豆、アスパラガス等の高収益作物を導入予定。



活用前 集積面積 14.8ha(集積率 48%)



活用後 集積面積 29.1ha(集積率 100%)

【機構の活用実績】

借入面積	29.1ha
転貸面積	29.1ha
新規集積面積	14.3ha

※平成37年度の見込

事例③ 関係機関の一体的支援による新規就農の実現
(愛媛県松山市小山田坊田地区)

中山間	果樹	基盤整備
企業参入	集約化	機関連携

- 農業大学校が新規就農希望者をJAに紹介。新規就農希望者によるプレゼンテーションを経て、JAが支援を決定し、就農候補園地を紹介。
- 県・市・JAによる新規就農者の営農計画等の作成支援を進めるとともに、JAと市による検討会を開催し、新規就農者や法人への集積方針を決定。担い手への集積・集約化と果樹団地の再生が実現した。
また、JAにも遊休農地2haを含めた3haを集積し、就農希望者の雇用の場が創出された。
- 新規就農者は、まとまりのある4.2haを借り受け、伊予柑等を作付け。



活用前 集積面積 5.5ha(集積率 46%)



活用後 集積面積 10.8ha(集積率 91%)

【機構の活用実績】

借入面積	10.8ha
転貸面積	10.8ha
新規集積面積	4.3ha

事例④ 遊休農地を活用した企業参入と施設園芸の導入
(広島県三原市鷺浦地区)

中山間	果樹	基盤整備
企業参入	集約化	機関連携

- 柑橘等の栽培が盛んな地域（離島）で、遊休化が進行。この事態に憂慮した市が主体となって農地所有者の意向把握のためのアンケートを実施し、園芸用ハウスの建設が可能な遊休農地2haの借入を検討。
- トマトの施設栽培での農業参入を検討していた企業に、市が参入を打診し、新法人を設立しての参入が決定。
- 機構から農地を借り入れて、自社施工で再生整備するとともに、他事業を活用してハウスの建設と養液栽培施設を設置し、営農を開始。今後は、隣接する遊休農地も借り入れ、規模拡大を図る予定。



活用前 集積面積 0.0ha(集積率 0%)



活用後 集積面積 2.0ha(集積率 10%)

【機構の活用実績】

借入面積	2.0ha
転貸面積	2.0ha
新規集積面積	2.0ha

機構を活用した優良事例は、農林水産省ホームページ※でも紹介しています

※「組織別から探す」 → 経営局 「農地中間管理機構の活用」 → 「優良事例集」

(人・農地プランの参考様式)

人・農地プラン

市町村名	集落/地域名	当初作成年月	更新年月(1回目)	更新年月(2回目)	更新年月(〇回目)

集落・地域の 耕地面積
ha

1. 地域のひと農地の現状

地域の概要に加え、集落・地域において営農活動を行う農業者の現状、農地の利用状況・利用意向について具体的に記入

(近い将来農地の出し手となる者と農地)

〔国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。〕

近い将来 農地の出し手 となる者と農地 (氏名)	年齢	現状 〔平成〇〇年度〕		計画 〔平成〇〇年度〕		貸付け等 を希望する 農地面積	農地中間管理機構への 貸付希望の有無	
		経営内容 (作目)	経営規模の合計 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模の合計 (ha、頭数等)		農地面積	貸付時期
	オ		ha		ha	ha	ha	
	オ		ha		ha	ha	ha	
	オ		ha		ha	ha	ha	

担い手への農地集積・集約化や後継者確保が十分行われており、「近い将来農地の出し手となる者と農地」はない

※ 具体的な農地の貸付け等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

2. 今後の地域の中心となる経営体(中心経営体)

属性	経営体 (氏名)	経営者・ 代表者の 年齢	構成員 (従業員)	後継 者の有無	現状 〔平成〇〇年度〕		計画 〔平成〇〇年度〕		農地 中間 管理 機構 からの 借入 希望の有無	新規就農・ 6次産業化・ 高付加価値化・ 複合化・ 低コスト化・ 法人化 等の取組	取組 年度	活用が見込まれる施策				備考
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)				農業 次世 代人 材投 資事 業 (開始 型)	スー パー 資金 の金 利負 担減 措置	経営 体 育成 支援 事業	その他 ()	
認農 法	A法人 (a氏)	オ	2 (5)名			ha		ha	○							
集	B集落営農組合 (b氏) 認農：c氏 認農：d氏	オ	22 (15)名			ha		ha	○							
認就	E氏	オ	3 (1)名			ha		ha	○							

【記載上の注意】

- ※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、集落・地域において営農活動を行う認定農業者、認定新規就農者、法人化や農地利用集積を行う意欲のある集落営農、市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体などの農業者がいれば、当該農業者の意向を確認した上で位置付けます。
- ※ 「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。
- ※ 「経営体(氏名)」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。
- ※ 集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認農：氏名」を記載します。
- ※ 計画欄については、現状から概ね5年程度を記載する。(以下の計画欄についても同じ。)
- ※ 「新規就農・6次産業化・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。
- ※ 「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金(経営資源有効活用対策事業)、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。
- ※ 「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

1及び2を踏まえ、該当するものに「○」

3. 2から見た中心経営体の確保状況

中心経営体は十分確保されている / 中心経営体はいるが十分ではない / 中心経営体がない

4. 将来の農地利用の在り方

取組事項	対応	
担い手に集積・集約化する		1 から 3 までを踏まえ、 該当する取組事例に「○」を記入 (複数可)
担い手の分散錯圖を解消する		
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する		
耕作放棄地を解消する		
その他[右欄に自由に記載]		

5. 4についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		4 を踏まえ、 該当する取組事例に「○」を記入 (複数可)
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		
その他[右欄に自由に記載]		

6. 今後の地域農業の在り方

1 から 5 までを踏まえ、5 年後、10 年後の姿を見据えて、集落・地域としてどのような取組を行い、地域農業を維持・発展させていく、あるいは緩やかに地域農業の規模縮小を進めていくなどの地域農業の方向性やそのために活用することが考えうる施策などの地域農業の在り方を具体的に記入

別紙: 近い将来農地の出し手となる者の農地

近い将来農地の 出し手となる者 (氏名)	耕地地番	地目	地名、地番、大字、 字、集落番号	貸付け等の区分(m ²)			貸付け等の 予定年度	農地中間管理 機構への貸付 けを予定
				貸付	作業委託	売渡		

【 記載上の注意 】

- ※ 1 の「近い将来農地の出し手となる者」ごとに記載します。
 ※ 国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。

地域農業の将来（人と農地の問題）に関するアンケート調査
（イメージ）

〇〇市

この地域の農業に関して、みんなで考えましょう。

- ◇ 全国の農業をめぐる状況を見ると、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えています。皆さんの集落・地域はいかがでしょう。
- ◇ この集落・地域に暮らす農家の皆さんに、農業の将来、特に、どのような経営体を中心となって地域農業を引っ張っていくのか、どうやって中心となる経営体に農地を集めていくのか、といった「人と農地の問題」について、真剣に考えていただきたいと思います。
- ◇ 今後、この集落・地域の皆さんに話し合っていていただく予定ですが、このアンケートはその際の参考資料を準備するためのものです。あなたの家の経営主だけでなく、奥さん、息子さん、お嫁さんなど、農業に関わっている方がお一人ずつ回答して下さい。（該当欄に「〇」を記入して下さい。）

Q 1 あなたの集落・地域の農業（人と農地）は、放っておくと10年後にどのようなになっていると思いますか。

- ☐ ① 問題ない状態（耕作放棄地は発生せず、各世代の農業者によって持続的な農業が営まれている）
- ☐ ② 次のような問題を生じている
[問題と思われる課題を回答して下さい。（複数回答可）]
 - ☐ ②－(1) 農地が利用されず耕作放棄地が増加する
 - ☐ ②－(2) 地域を支える安定した経営体（個人・法人・集落営農）がない
 - ☐ ②－(3) 若年の農業者が減少し、高齢化が一層進む

Q 2 あなたの集落・地域には、現在、今後の地域農業の中心となる経営体（個人・法人・集落営農）がいますか。

- ☐ ① 次のような経営体がいる
[いると思う経営体を選択して下さい。（複数回答可）]
 - ☐ ①－(1) 個人経営
 - ☐ ①－(2) 法人経営
 - ☐ ①－(3) 集落営農
- ☐ ② いない

Q 3 あなたの集落・地域の農業（人と農地）を持続可能なものとするために、今後どうしたらよいと思いますか。

- ☐ ① 何もしなくてよい
- ☐ ② 存在する地域の中心となる経営体（個人・法人・集落営農）に農地を集積し、そこに青年就農者（新たに就農する若い人）が参加していくことが必要
[集積の対象として適当と思う経営体を選択して下さい。（複数回答可）]
 - ☐ ②－(1) 個人
 - ☐ ②－(2) 法人
 - ☐ ②－(3) 集落営農
- ☐ ③ 今後、地域の中心となる経営体を創出し、そこに農地を集積したり、青年就農者が参加したりすることが必要
[地域の中心となる経営体の候補を選択して下さい。（複数回答可）]

- ☐ ③－(1) 集落内の個人
- ☐ ③－(2) 集落内の法人
- ☐ ③－(3) 集落営農
- ☐ ③－(4) 集落外の個人・法人
- ☐ ③－(5) 一般企業

Q 4 あなたの集落・地域に青年就農者（新たに就農する若い人）が入ってくる必要があると思いますか。

- ☐ ① 特に必要ない（既に必要数の青年農業者がいる）
- ☐ ② 現在は必要としていないが、将来を考え早い段階で確保する必要がある
 - ☐ ②－(1) 青年就農者の候補はいる
 - ☐ ②－(2) 青年就農者の候補はいない
- ☐ ③ 今すぐ確保する必要がある
 - ☐ ③－(1) 青年就農者の候補はいる
 - ☐ ③－(2) 青年就農者の候補はいない

Q 5 あなた自身の経営（個人・法人・集落営農）は、地域の中でどういう位置付けだと思いますか。

- ☐ ① 地域の中心となる経営体である
- ☐ ② 今は地域の中心となる経営体ではないが、将来的には目指していく考え
- ☐ ③ 今は地域の中心となる経営体ではなく、将来的にも考えていない

Q 6 あなた自身の経営（個人・法人・集落営農）を今後どうしていくおつもりですか。

【Q 6－1 農地に対する考え方】

- ☐ ① 農地の受け手となり規模を拡大していく
- ☐ ② 現状維持
- ☐ ③ 農地の出し手となる
 - ☐ ③－(1) 農地中間管理機構に貸し付ける
 - ☐ ③－(2) 農地中間管理機構には貸し付けない

【Q 6－2 後継者に対する考え方】

- ☐ ① 後継者の目処はついている

[後継者の候補を選択して下さい。]

- ☐ ①－(1) 経営主の家族
- ☐ ①－(2) 法人の役職員
- ☐ ①－(3) 集落営農の構成員
- ☐ ①－(4) その他

- ☐ ② 後継者の目処はついていない

取組を後押しするための支援措置

* 各支援措置の詳細については、パンフレット裏面ページの各担当窓口にお問い合わせください。

1 農地中間管理機構への出し手に対する支援（機構集積協力金）

地域における話し合い（人・農地プラン）に基づき機構にまとまった農地を貸し付けた地域や、農地を貸し付けて担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手の皆さんに、機構集積協力金を交付します。

詳細な内容（単価等）については、各都道府県が地域の実情に応じて定めます。

支援措置

1. 地域に対する支援

機構にまとまった農地を貸し付ける地域に対する支援（地域集積協力金）

※ 地域集積協力金は、地域が都道府県、市町村と相談の上、地域農業の発展に資すると考えられる方法で自由に使用することができます。

2. 個々の出し手に対する支援

- 経営転換・リタイアする場合の支援（経営転換協力金）
- 農地の集積・集約化に協力する場合の支援（耕作者集積協力金）

2 農地中間管理機構への出し手に対する課税の軽減措置

所有する全農地（10a未満の自作地を残した全農地）を、まとめて機構に10年以上の期間新たに貸し付けた場合、当該農地※に係る固定資産税が2分の1に軽減されます。

軽減措置は、機構に新たに貸し付けた翌年度に納付する固定資産税から適用されます。

※ 所有者が機構から借り受けた自己所有農地を除く。

軽減期間

- ① 15年以上の期間で貸し付けた場合には、5年間
- ② 10年以上の期間で貸し付けた場合には、3年間

3 農地整備事業と連携した担い手への農地集積・集約化

農地中間管理機構が借り入れている農地を対象に、都道府県が行う区画整理を支援します。また、農地中間管理事業の重点実施区域を対象に、農地中間管理機構や都道府県、市町村等が行う簡易な基盤整備を支援します。

支援措置

1. 農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構が借り入れている農地について、都道府県が区画整理を実施。

2. 農地耕作条件改善事業

農地中間管理事業の重点実施区域等において、区画拡大や暗きょ排水等の簡易な基盤整備や高収益作物の導入に必要な取組を一括支援。

4 認定農業者など地域の中心となる経営体の皆様への支援

(1) 金融支援（スーパーL資金の金利負担軽減措置）

人・農地プランの中心経営体*として位置付けられた認定農業者や、農地中間管理機構から農地を借り受けた認定農業者は、(株)日本政策金融公庫（沖縄県は、沖縄振興開発公庫）が貸し付けるスーパーL資金が貸付当初5年間、実質無利子になります。

償還期限 25年以内(うち据置期間10年以内)

貸付限度額 個人：3億円(複数部門経営等は6億円)
法人：10億円(民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円)

(2) 農業用機械等の導入支援（経営体育成支援事業）

人・農地プランの中心経営体や、農地中間管理機構から農地を借り受けている方の農業用機械・施設の導入を支援します。また、労働力不足等の課題に対応する農業経営のイノベーションに向けて、ロボット技術やICT等の先端技術を活用した農業用機械・施設の導入を重点的に支援します。

支援措置 融資を活用して農業用機械等を導入する際、融資残について補助金を交付

補助率 事業費の3/10以内

5 新規就農者への支援（農業次世代人材投資資金（経営開始型））

人・農地プランの中心経営体*として位置付けられた新規就農者や、農地中間管理機構から農地を借りた新規就農者を対象に、資金を交付します。

交付対象者 「人・農地プラン」に位置付けられた方(見込みも可)または農地中間管理機構から農地を借りた方で、原則45歳未満の認定新規就農者**

交付額 最大150万円/年(最長5年間)

* 「人・農地プランの中心経営体」とは？

→ 人・農地プランにおいて、今後の地域の中心となる経営体として位置付けられた方のことです(人・農地プランの『参考様式-1』(9ページ参照)に記載された方)。

** 「認定新規就農者」とは？

→ 新たに農業経営を営もうとする青年等であって、自らの農業経営の目標などを記した「青年等就農計画」を作成し市町村の認定を受けた方のことです。

6 果樹の改植事業と連携した果樹園地の集積・集約化（果樹農業好循環形成総合対策事業）

農地中間管理機構が園地を借り受け、果樹産地構造改革計画において担い手と定めた方の意向に応じて行う園地整備と改植を支援します。

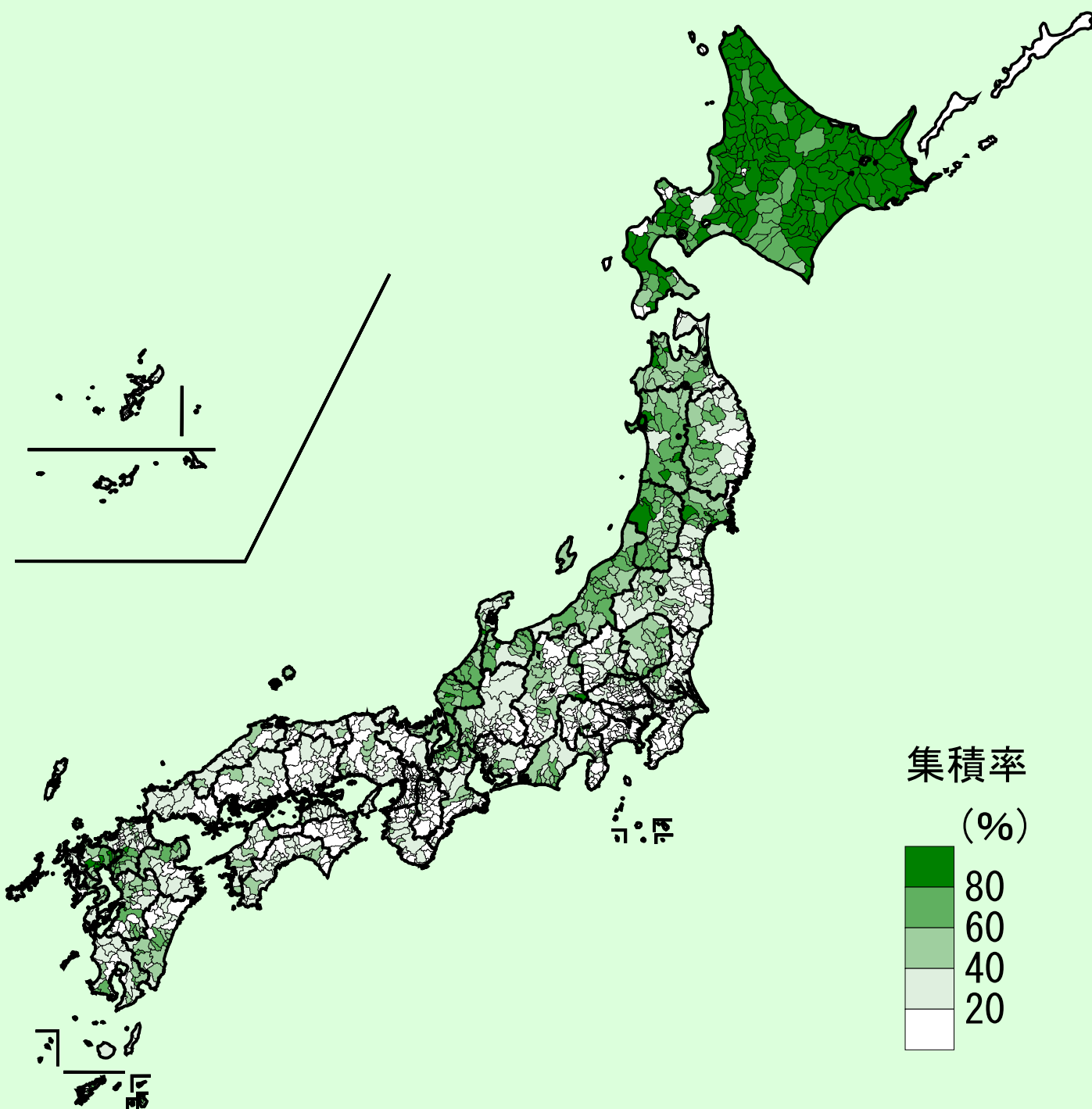
その際、集約した園地の状態によっては、追加的な土層改良経費を支援します。

支援措置 1 農地中間管理機構が園地の改植等を行った後、担い手が転貸を受けることが出来ます。

なお、農地中間管理機構が改植を行う際、園地の状態により追加的な土層改良経費を要する場合には、改植単価を加算します(加算額2万円/10a)。

2 農地中間管理機構が園地の改植等を行った場合でも、転貸を受けた担い手が果樹未収益期間支援事業の支援対象者になることが出来ます。
(支援単価5.5万円/年、支援期間最長4年(改植後の農地中間管理機構による保全管理年数を減じます。))

担い手(※)への農地集積の状況(平成30年3月末時点)



○ 担い手の集積率: 55.2% (平成30年3月末)

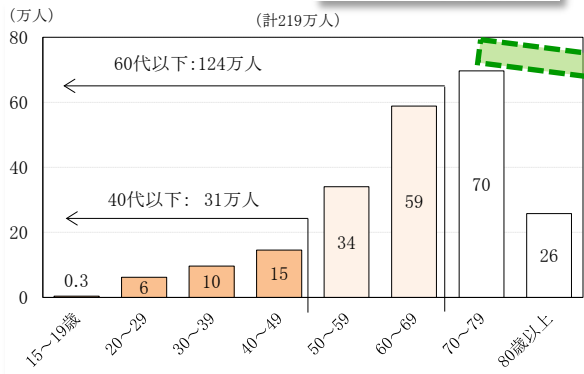
※ 担い手の範囲: 市町村から認定を受けた「認定農業者」、将来認定農業者となると見込まれる「認定新規就農者」、将来法人化して認定農業者となることも見込まれる「集落営農」等。

（参考）人と農地の現状

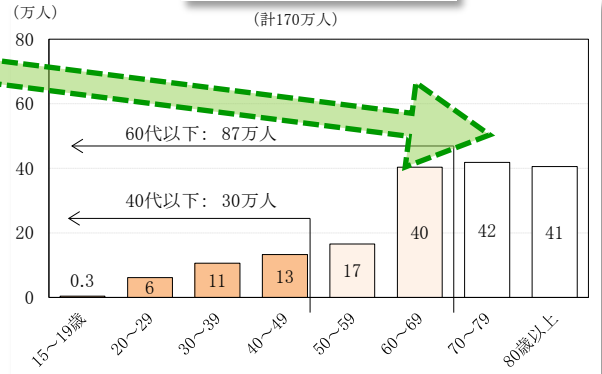
農業者の減少

- 60歳以上が約7割、50歳未満が約1割であり、**著しくアンバランス**
- このままでは、**5年後、10年後にリタイアする農業者が急増**

○ 農業就業者数の試算 平成22年（現状）



平成37年（すう勢）



荒廃農地等の現状

- 荒廃農地面積28万haのうち**再生利用された面積はわずか1.7万ha（6%）**

○ 荒廃農地（市町村による客観ベースの調査）

（単位：万ha）

	荒廃農地面積計	再生利用が可能な荒廃農地（A分類）	再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（B分類）	（参考値）再生利用された面積
平成28年	28.1	9.8	18.3	1.7

注：1 「荒廃農地」とは、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業で作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」。

2 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」。

3 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」。

（※「A分類」は、農地法第30条に基づく「利用状況調査」により把握した「1号遊休農地」と一致。）

問合せ先一覧

お困りのことがありましたら、いつでもご相談ください。

農地中間管理機構・農地集積支援

農地中間管理機構ホットライン

電話：（直）03-6744-2151

（受付時間：平日 9：30～17：00）

E-mail：kikou@maff.go.jp

（担当：経営局農地政策課）

本省	人・農地プラン	経営局 経営政策課	（直）03-6744-0576
	経営体育成支援事業	経営局 経営政策課 担い手総合対策室	（直）03-6744-2148
	新規就農者支援	経営局 就農・女性課	（直）03-3501-1962
	金融支援	経営局 金融調整課	（直）03-6744-2165
北海道農政事務所 （北海道）	人・農地プラン 農地中間管理機構・農地集積支援 新規就農者支援・経営体育成支援事業 ・金融支援	生産経営産業部 担い手育成課	（直）011-330-8809
東北農政局 （青森・岩手・宮城・ 秋田・山形・福島）	人・農地プラン	経営・事業支援部 担い手育成課	（直）022-221-6241
	農地中間管理機構・農地集積支援	経営・事業支援部 農地政策推進課	（直）022-221-6237
	新規就農者支援・経営体育成支援事業 ・金融支援	経営・事業支援部 経営支援課	（直）022-221-6217
関東農政局 （茨城・栃木・群馬・ 埼玉・千葉・東京・ 神奈川・山梨・長野・ 静岡）	人・農地プラン	経営・事業支援部 担い手育成課	（直）048-740-0384
	農地中間管理機構・農地集積支援	経営・事業支援部 農地政策推進課	（直）048-740-0099
	新規就農者支援・経営体育成支援事業 ・金融支援	経営・事業支援部 経営支援課	（直）048-740-0394
北陸農政局 （新潟・富山・石川・ 福井）	人・農地プラン	経営・事業支援部 担い手育成課	（直）076-232-4318
	農地中間管理機構・農地集積支援	経営・事業支援部 農地政策推進課	（直）076-232-4319
	新規就農者支援・経営体育成支援事業 ・金融支援	経営・事業支援部 経営支援課	（直）076-232-4238
東海農政局 （岐阜・愛知・三重）	人・農地プラン	経営・事業支援部 担い手育成課	（直）052-715-5191
	農地中間管理機構・農地集積支援	経営・事業支援部 農地政策推進課	（直）052-223-4627
	新規就農者支援・経営体育成支援事業 ・金融支援	経営・事業支援部 経営支援課	（直）052-223-4620
近畿農政局 （滋賀・京都・大阪・ 兵庫・奈良・和歌山）	人・農地プラン	経営・事業支援部 担い手育成課	（直）075-414-9017
	農地中間管理機構・農地集積支援	経営・事業支援部 農地政策推進課	（直）075-414-9014
	新規就農者支援・経営体育成支援事業 ・金融支援	経営・事業支援部 経営支援課	（直）075-414-9055
中国四国農政局 （鳥取・島根・岡山・ 広島・山口・徳島・ 香川・愛媛・高知）	人・農地プラン	経営・事業支援部 担い手育成課	（直）086-224-9414
	農地中間管理機構・農地集積支援	経営・事業支援部 農地政策推進課	（直）086-224-9407
	新規就農者支援・経営体育成支援事業 ・金融支援	経営・事業支援部 経営支援課	（直）086-224-8842
九州農政局 （福岡・佐賀・長崎・ 熊本・大分・宮崎・ 鹿児島）	人・農地プラン	経営・事業支援部 担い手育成課	（直）096-300-6319
	農地中間管理機構・農地集積支援	経営・事業支援部 農地政策推進課	（直）096-211-9371
	新規就農者支援・経営体育成支援事業 ・金融支援	経営・事業支援部 経営支援課	（直）096-300-6375
内閣府 沖縄総合事務局 （沖縄）	人・農地プラン 農地中間管理機構・農地集積支援 新規就農者支援・経営体育成支援事業 ・金融支援	農林水産部 経営課	（直）098-866-1628

詳しい情報は、ホームページでご覧になれます。

農水省 人・農地問題

検索